

3・4・14班のゴミ集積場使用について（お願いと報告）

3・4・14班 班長

5月1日分別ルール違反ゴミ



←ビン、カン、不燃物、燃えるゴミの4種類が混在していました。
相当数のビン、カンの中身が入っていたり、洗ってなかったりして、
処理に4人で30分かかってしまいました。



ゴミの出し方が悪くて、収集されずに残ることがあります。もし出した人がいて、回収されていなかったら、必ず引き取って、ご自分で処理するようにお願い申し上げます。

5月24日（日）に3・4・14班の班長が集まり、上記のゴミ処理をしましたが、今後次のように処理及び啓発を行うことを取り決めました。ご了解ください。

- 1 違反ゴミを（原則）2週間、見えるようにして出しておく。（出した人が持ち帰るための期間）
- 2 その後も放置されている場合、当番班長が、処理する。
 - （1）中身を開けて分類する。毎回のゴミ収集で収集されないもの（瓶、缶、不燃物、大型不燃物等）は、その種類のゴミの収集日に出す。
 - （2）写真に撮り、注意喚起の回覧紙を作り、3つの班に回覧する。
- 3 当番班長は1回につき、ゴミ処理で300円、ゴミ集積所プール金から受領する。また回覧紙作成費用として1回につき200円受領する。（回覧紙が作成できない場合は、「大岩3区まちづくりプロジェクト」に依頼する。写真を撮り、ooiwa39@gmail.com に送付するかラインで共有する。）（当番班長はゴミ処理代をもらっているから違反ゴミ出してもいいや、なんて絶対に思わないでくださいね！）
- 4 当番班長は、その時点でゴミ集積所の鍵を持っている班とする。2週間の放置期間途中で当番班が変わる場合、次の班長に確実に引き継ぐ。

軽微な残存物の場合、今までゴミ当番の方が処理してくれています。いつもありがとうございます！ 今後ともよろしくお願ひします。みっともないので、是非、上記の処理・啓発等が行われないうちに願っています。今回のルール違反も私たちの班の班員ではなかったと信じたいですよ！